

# 告示

## ○総務省告示第九百五十二号

### 町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、広尾郡忠類村を廃し、その区域を中川郡幕別町に編入する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年二月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月十九日

総務大臣 麻生 太郎